

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年8月25日

吉川市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				上内川地区	無	H29 ~ R3	上内川活動組織
○				八子新田地区	無	R1 ~ R5	江戸川通り活動組織
○				下内川地区	無	R1 ~ R5	下内川活動組織
○				拾壺軒地区	無	R1 ~ R5	仲通り活動組織
○				上広島地区	無	R1 ~ R5	上広島活動組織
○				半割地区	無	R1 ~ R5	三輪野江2支部活動組織
○				吉屋地区	無	R1 ~ R5	三輪野江3支部活動組織
○				加藤地区	無	R1 ~ R5	加藤活動組織
○				木売地区	無	R1 ~ R5	中曽根活動組織